

災害による被害を受けた中小企業の皆さまの
復旧・事業再開に向け、資金繰りなどの支援をしています。

災害復興支援の融資実績

中小企業事業では、地震や台風などの自然災害により被害を受けた中小企業の皆さまへの対応として、特別相談窓口を開設するとともに、災害復旧貸付を実施し、復旧・事業再開に向けた支援を行っています。

災害復興支援の貸付状況(平成27年3月末までの累計)

発生時期		災害名	主な被災地	貸付実績	
年	月			件数	金額(億円)
平成7	1	阪神・淡路大震災	大阪府、兵庫県	3,906	1,748
平成16	7	豪雨災害	福井県	38	9
	10	豪雨及び暴風雨災害	京都府、兵庫県	35	7
	10	中越地震	新潟県	135	37
平成19	7	新潟県中越沖地震	新潟県	25	4
平成23	3	東日本大震災	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	24,012	16,484

東日本大震災への対応

東日本大震災で被災された中小企業の皆さまの復旧支援・事業再開に向け、以下の対応をしています。

- 1 全国の支店に「東日本大震災に関する特別相談窓口」を設置し、被害を受けた中小企業の皆さまからの融資相談及び返済相談に対応しています。
- 2 本災害により特に著しい被害を受けられた中小企業の皆さまに対し、利率引下げの措置を実施しています。
- 3 東日本大震災に端を発した計画停電の影響や福島県原発問題に伴う風評被害などにより、中小企業の皆さまの経営環境の悪化が懸念されることから、一定の要件に該当する方には、利率引下げの措置などを実施しています。
- 4 本災害により被災した中小企業の皆さまからの返済相談については、被災者の皆さまの個別の状況を踏まえた親身な対応と負担の軽減に努めています。

東日本大震災復興特別貸付

平成23年度第1次補正予算の成立を受け、中小企業の皆さま向けの融資制度「東日本大震災復興特別貸付」を平成23年5月23日から実施しています。

本融資制度は、東日本大震災の発生を受けて創設された貸付制度であり、直接・間接的に被害を受けた方に加え、風評被害などによる影響から資金繰りが著しく悪化している方も貸付対象としています。

利用対象者(注1)	融資限度額	融資期間(据置期間)	融資利率
◆ 震災により直接被害を受けた方 ◆ 原発事故に係わる警戒区域等(注2)内に事業所を有する方	3億円(別枠)	設備資金20年以内(5年以内) 運転資金15年以内(5年以内)	被害証明書等の発行を受けた方は、 ● 基準利率より0.5%引下げ ● 融資後3年間は、1億円まで基準利率より1.4%引下げ
間接被害を受けた方 (上記対象者の方と一定以上の取引がある方)		設備資金15年以内(3年以内) 運転資金15年以内(3年以内)	被害証明書等の発行を受けた方は、 ● 基準利率 ● 融資後3年間は、3千万円まで基準利率より最大0.9%引下げ ● 一定の要件を満たす場合は、利率の控除(0.2%、0.3%又は0.5%)の適用可能
その他震災の影響により、売上等が減少している方など(風評被害等による影響を含む)	7億2千万円(別枠)	設備資金15年以内(3年以内) 運転資金8年以内(3年以内)	● 基準利率 ● 一定の要件を満たす場合は、利率の控除(0.2%、0.3%又は0.5%)の適用可能

(注1) 特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う方。

(注2) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

セーフティネット機能の発揮

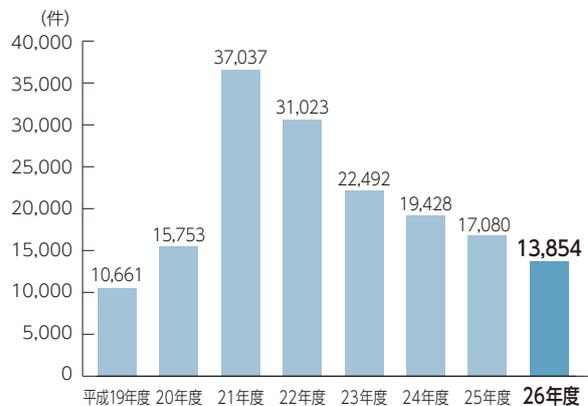
経営環境や金融環境の変化などに対応し、
中小企業の皆さまの資金繰りを支援しています。

セーフティネット貸付の融資実績

平成26年度は、東日本大震災の被災地域の本格復興に向けた対応に加え、円高、自然災害等の発生の影響により厳しい状況にある中小企業の皆さまに対して、円滑な資金供給を行いました。

平成26年度の「セーフティネット貸付(震災セーフティネットを含む)」の融資実績は、13,854件(前年度比81.1%)と減少したものの、経済危機前(平成19年度)との比較では、件数で130.0%となっており、経営環境の変化に伴うセーフティネット需要に、適切に対応しました。

セーフティネット貸付の融資実績



セーフティネット貸付の概要

資金名	ご利用いただける方(概要)	融資限度額	融資期間
経営環境変化対応資金	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来している方	7億2千万円	運転資金5年以内 (特に必要な場合8年以内) 設備資金15年以内
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している方	3億円(別枠)	
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産により経営に困難を来している方	1億5千万円(別枠)	運転資金5年以内 (特に必要な場合8年以内)

● 特別相談窓口を設置し、中小企業の皆さまのご相談に迅速に対応しています。

当事業では、地震、大雨、暴風雪などの災害の発生、大型の企業倒産など不測の事態が発生した場合、直ちに特別相談窓口を設置し、影響を受けた中小企業の皆さまからの融資や返済条件の緩和などのご相談に迅速に対応しています。

現在設置中の主な特別相談窓口(平成27年6月末現在)

	窓口数	主な窓口名	設置年月
災害関連	16	御嶽山噴火に係る災害に関する特別相談窓口	平成26年9月
		東日本大震災に関する特別相談窓口	平成23年3月
その他	4	デフレ脱却等特別相談窓口	平成26年2月
		原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口	平成26年2月

新たな事業への取組み支援

ベンチャービジネスなど、新たな事業への取組みを積極的に支援しています。

新事業育成資金の融資実績

中小企業事業は、ベンチャー企業など、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業の皆さまを支援する特別貸付「新事業育成資金」に積極的に取り組んでおり、現行の制度がスタート(平成12年2月)してからの累計実績は7,565社・3,410億円にのぼっています。(平成27年3月末時点)

●資本性ローンの利用状況

資本性ローン(制度名:「挑戦支援資本強化特例」)は、新事業等に取り組む中小企業の財務体質の強化を図るために資本性資金を供給する制度で、平成20年4月より取扱いを開始したものです。

本特例制度は、無担保・無保証人、融資期間5年1ヶ月、7年、10年又は15年の期限一括償還型で、融資後1年ごとに業績に応じた利率が適用されるほか、本特例による債務の一部は、金融検査上自己資本とみなすことができます。

●新株予約権付融資の利用状況

「新事業育成資金」には、株式公開を目指すベンチャー企業などを対象として、企業が新たに発行する新株予約権を中小企業事業が取得することにより無担保資金を供給する制度があります。

新事業育成資金

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
社数	686社	677社	907社
金額	283億円	357億円	478億円

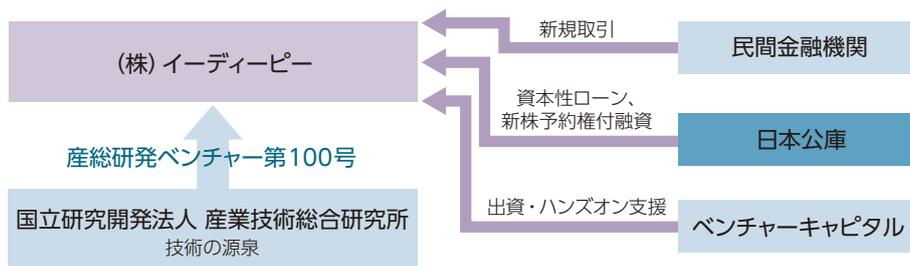
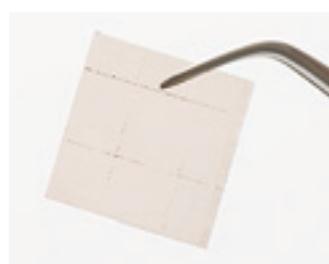
資本性ローン(新事業型)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
社数	241社	563社	250社
金額	134億円	497億円	205億円

新株予約権付融資

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
社数	16社	18社	18社
金額	5.2億円	3.4億円	2.7億円

資本性ローン、新株予約権付融資を活用して、新たな事業に取り組む産総研発ベンチャー企業を支援



大阪支店中小企業営一事業は、人工ダイヤモンド単結晶及びその応用製品の開発・製造・販売を行っている(株)イーディーピーに対して、「新事業育成資金」を活用した融資を実施しました。

本件は、資金繰り安定化と資本増強効果のある「資本性ローン」と、ベンチャー企業が新たに発行する新株予約権を当公庫が取得し、無担保資金を供給する「新株予約権付融資制度」を同時に活用しています。

同社は、長年ダイヤモンドの研究に携わり、国立研究開発法人 産業技術総合研究所(以下「産総研」という。)のダイヤモンド研究センター長を務めた同社社長が、産総研の持つ国内外の特許を活用し、独立した産総研発ベンチャー(第100号)です。

同社では、気相成長技術を使ってダイヤモンド基板(種結晶)から成長させたダイヤモンド結晶を分離する手法により、安価かつ大量の生産を可能とし、複数の単結晶を接合したモザイク結晶では25×25mmという大面積を実現しました。

ダイヤモンドは、他の物質と比べて、硬さ、熱伝導、光学的特性など複数の優れた物性を持つ素材であり、既に実用化されている精密加工用切削工具や耐摩耗工具、ヒートシンク等の他、将来は半導体としての利用も期待されています。

同社では、製造能力の増強を図り、世界中からの要求に応えるとともに、半導体応用を可能とする大型ウエハーの開発を進め、その市場を創生することを目指しています。

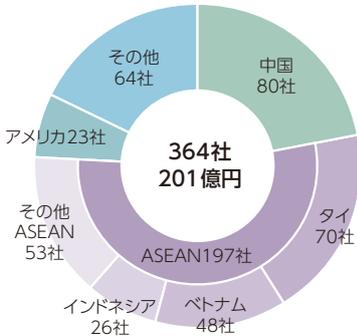
海外展開企業への支援

海外展開する中小企業の皆さまを
資金と情報の両面から積極的に支援しています。

海外展開資金の融資実績

中小企業事業では、約6,500社のお取引先現地法人等が海外で活躍しており、中小企業の皆さまの海外展開を支援する「海外展開資金」に積極的に取り組んでいます。平成26年度の実績は364社、201億円となっており、多くの中小企業の皆さまにご利用いただいています。

海外展開資金の融資実績
(事業対象国・地域別)
(平成26年度)



外貨貸付(米ドル)の取扱い開始

中小企業事業では、平成27年度から海外展開資金を拡充し、中小企業の皆さまに対して、外貨(米ドル)でご融資をする制度を開始しています。

スタンバイ・クレジット制度による海外での現地流通通貨建て資金調達の支援

中小企業事業では、平成24年度からスタンバイ・クレジット制度の取扱いを開始し、海外金融機関との業務提携を行っています。

スタンバイ・クレジット制度について

スタンバイ・クレジット制度は、中小企業・小規模事業者の海外現地法人等が、日本公庫と提携する海外金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために日本公庫がスタンバイ・クレジット(信用状)を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援するものです。平成24年度の制度開始以来の累計実績(～27年3月迄)は122社に上っています。日本公庫では、引き続き本制度の活用による海外での資金調達を支援していきます。

提携先海外金融機関^(注)
(国・地域名の五十音順)

国・地域名	海外金融機関名
インドネシア	バンクネガラインドネシア
シンガポール	ユナイテッド・オーバーシーズ銀行
タイ	バンコック銀行
大韓民国	KB国民銀行
台湾	合作金庫銀行
フィリピン	メトロポリタン銀行
ベトナム	ベト・イン・バンク
マレーシア	CIMB銀行
メキシコ	パノルテ銀行

(注)平成27年5月末現在。提携先は順次拡大予定。

■海外での円滑な資金調達

日本公庫が発行する信用状を担保に活用いただくことにより、海外金融機関から円滑かつ日本公庫の信用力を勘案した金利で融資を受けることができます。

■国内親会社の財務体質の改善

海外現地法人等が国内親会社から資金調達(出資受入や借入)する場合に比べ、国内親会社のバランスシートがスリム化でき、ROA等の経営指標の改善も期待できます。

■為替リスクの回避

現地流通通貨にて借入を行うことで、現地の事業活動で得た資金をそのまま返済に充てますので、資金調達・返済にかかる為替リスクを回避できます。

■海外での経営管理体制の強化

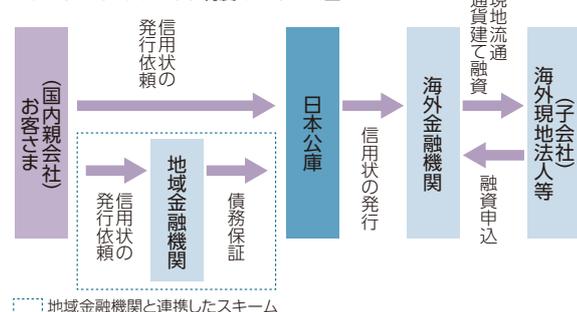
本制度の利用をきっかけとして、海外金融機関との取引を開始・拡大し、海外での資金調達や情報収集の強化を図ることができます。

制度利用の
メリット

スタンバイ・クレジット制度における国内の地域金融機関との業務連携

平成25年6月に発表された「日本再興戦略」で、「国際展開する中小企業・小規模事業者の支援」の一方策として、スタンバイ・クレジット制度の活用が掲げられたことを踏まえ、より多くの中小企業の皆さまに制度を利用いただけるよう、地域金融機関と連携したスキームの取扱いを平成25年10月から開始しました。平成26年度末までに、全国53の地域金融機関と連携を開始しており、延べ7社に対して、本連携スキームによる信用状を発行しました。

スタンバイ・クレジット制度のスキーム図



業務連携を行っている地域金融機関(平成27年3月末現在、掲載は五十音順)

- ・愛知銀行(愛知県)
- ・阿波銀行(徳島県)
- ・伊予銀行(愛媛県)
- ・愛媛銀行(愛媛県)
- ・遠州信用金庫(静岡県)
- ・大分銀行(大分県)
- ・大垣信用金庫(岐阜県)
- ・大阪シティ信用金庫(大阪府)
- ・大阪信用金庫(大阪府)
- ・北伊勢上野信用金庫(三重県)
- ・北日本銀行(岩手県)
- ・岐阜信用金庫(岐阜県)
- ・紀陽銀行(和歌山県)
- ・京都中央信用金庫(京都府)
- ・桑名信用金庫(三重県)
- ・西京銀行(山口県)
- ・佐賀銀行(佐賀県)
- ・三条信用金庫(新潟県)
- ・静岡信用金庫(静岡県)
- ・島田信用金庫(静岡県)
- ・島根銀行(島根県)
- ・十八銀行(長崎県)
- ・静岡信用金庫(静岡県)
- ・瀬戸信用金庫(愛知県)
- ・大光銀行(新潟県)
- ・第三銀行(三重県)
- ・第四銀行(新潟県)
- ・但馬銀行(兵庫県)
- ・中京銀行(愛知県)
- ・東京都市銀行(東京都)
- ・東濃信用金庫(岐阜県)
- ・東和銀行(群馬県)
- ・栃木銀行(栃木県)
- ・鳥取銀行(鳥取県)
- ・トマト銀行(岡山県)
- ・富山信用金庫(富山県)
- ・長野銀行(長野県)
- ・長野信用金庫(長野県)
- ・名古屋銀行(愛知県)
- ・沼津信用金庫(静岡県)
- ・東日本銀行(東京都)
- ・姫路信用金庫(兵庫県)
- ・百十四銀行(香川県)
- ・福井銀行(福井県)
- ・福井信用金庫(福井県)
- ・福岡銀行(福岡県)
- ・福島銀行(福島県)
- ・富士信用金庫(静岡県)
- ・富士宮信用金庫(静岡県)
- ・北越銀行(新潟県)
- ・三島信用金庫(静岡県)
- ・焼津信用金庫(静岡県)
- ・横浜信用金庫(神奈川県)

海外駐在員事務所や海外展開支援機関等と連携し、海外展開に関する経営課題の解決支援や、国内・海外のセミナー、商談会の開催などにより、中小企業の皆さまの海外におけるビジネスチャンス拡大をサポートしています。

海外経営課題の解決支援

中小企業事業では、海外駐在員事務所（バンコク、上海）や海外展開支援機関等と連携し、中小企業の皆さまの海外展開における経営課題の解決支援を行っています。

経営課題解決に向けた支援事例（上海駐在員事務所）

経営課題

A社は、同社の中国現地法人が中国での国内販売を行うために必要な営業許可の変更を検討していましたが、手続きの方法や許可の種類が分からず困っていました。そこで、A社から中小企業事業に対し、情報提供の依頼がありました。

支援内容

上海駐在員事務所では、A社の中国現地法人を訪問、現状及び同社の具体的な中国国内での販売戦略を確認したうえで、顧問弁護士に照会を行い、具体的な手続きの方法及び同社の計画に必要な許可について情報提供を行いました。A社ではそれらの情報に基づき必要な手続きを行い、中国国内での販売が可能となったことから、増産のための設備投資に踏み切ることになりました。中小企業事業では金融面においても、A社に対して当該設備投資のための融資（「海外展開資金」）を実施しました。

海外における交流会等の開催

中小企業事業では、お取引先現地法人等の経営課題解決支援や交流・情報交換の場として、取引先現地法人交流会（セミナー・懇親会）やビジネス商談会を開催しています。

●日タイビジネス商談会

平成26年12月、タイ・バンコクにおいて日タイビジネス商談会を開催しました。本商談会は平成18年に始まったもので、8回目となる今回はタイ中小企業開発銀行及び盤谷日本人商工会議所と共同で、日本大使館や在タイ日系地域金融機関、地元大手金融機関、タイ政府機関等の後援・協力を得て開催しました。当日は過去最高となる207社が参加して700件超の商談が行われ、お取引先現地法人等にとって、タイローカル企業や日系大企業との販路開拓等に向けた商談の機会となりました。



商談会の様子

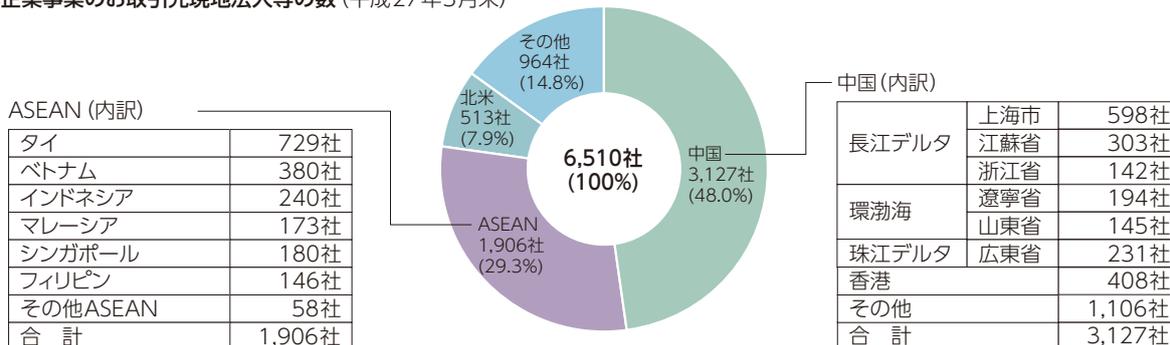
●上海取引先現地法人交流会

平成26年5月、中国・上海において、上海取引先現地法人交流会を開催しました。本交流会では、「中国における拠点再編時の法的留意点」「中国現地法人の原価計算におけるよくある問題点と留意点」をテーマに各専門家が講演を行い、約130名が参加しました。



セミナーの様子

中小企業事業のお取引先現地法人等の数（平成27年3月末）



日本国内における海外展開セミナーの開催

平成26年4月、大阪西支店及び玉出支店は、中小企業基盤整備機構と連携し「海外展開セミナー」を開催しました。

本セミナーでは、中小企業基盤整備機構による海外展開に関する成功事例・支援制度の紹介や、公庫の上海駐在員事務所駐在員による最新の中国情勢をテーマとした講演が行われました。



大阪西支店・玉出支店 海外展開セミナー

海外の中小企業支援機関との連携

● APEC域内中小企業支援金融機関との連携

APEC域内の中小企業支援金融機関との連携を図るため、台湾の合作金庫銀行、タイ中小企業開発銀行など、域内14金融機関でAPEC MOU^(注)を締結しており、毎年開催される年次会合に参加し、中小企業の支援策などについての情報交換を行っています。

(注) アジア太平洋経済協力会議(APEC)域内の中小企業金融に携わる金融機関間の協力に関する覚書



第11回 APEC MOU年次会合(台湾)

● ACSIC加盟機関との連携

中小企業事業は、韓国信用保証基金、インドネシア信用保険公社、タイ信用保証公社など16機関が加盟するACSIC(アジア中小企業信用補完制度実施機関連合)に加盟しており、毎年開催される会議に参加し、信用補完制度実施機関との相互交流を積極的に図っています。



第27回 ACSIC会議(マレーシア)

企業再建・事業承継支援

中小企業の皆さまの再生や事業承継に向けた取組みを資本性ローンなどを活用して積極的に支援しています。

企業再生貸付の融資実績

中小企業事業は、事業の再生、経営再建や事業承継に取り組む中小企業の皆さまを支援する特別貸付「企業再生貸付」に積極的に取り組んでいます。

企業再生貸付

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
融資社数	948社	1,142社	1,131社
金額	791億円	1,133億円	1,088億円

資本性ローン(再生型)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
融資社数	405社	644社	526社
金額	270億円	560億円	410億円

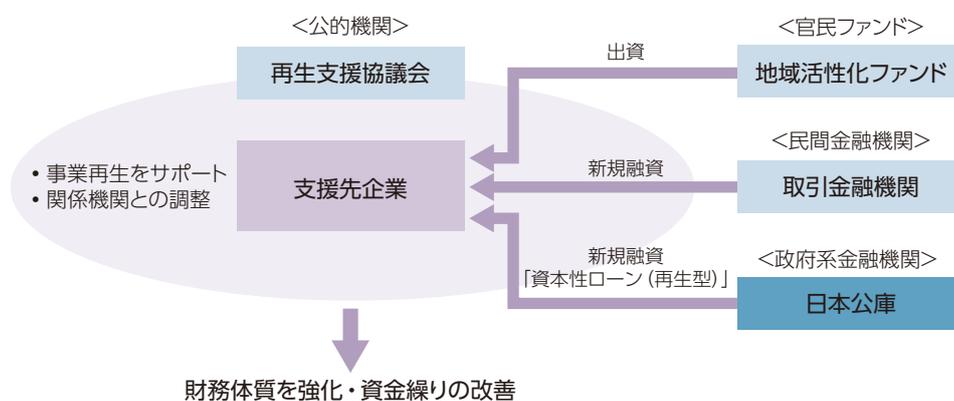
公的再生支援機関との連携実績

全国の中小企業再生支援協議会が平成26年12月末までに再生計画策定支援を完了した8,522社のうち、中小企業事業は約4分の1にあたる2,025社の支援に関与しました(平成26年12月末現在の累計実績)。

中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了案件数(累計)	日本公庫中小企業事業が支援に関与した案件数(累計)	
	うち融資による支援	
8,522社	2,025社(23.7%)	237社

(注)平成26年12月末時点

公的再生支援機関・民間金融機関・官民ファンドと連携して企業再生融資(資本性ローン(再生型))を実施



西日本企業支援室岡山支援課は、岡山県中小企業再生支援協議会が再生計画の策定支援を行っていた中小企業者に対して、資本性ローン(再生型)を適用し、融資を実施しました。

なお、本件では、官民ファンドによる出資、メイン行を中心に複数の金融機関と協調した新規融資(資本性ローン(再生型))により、同社の財務体質の強化、資金繰りの改善が図られ、民間金融機関、官民ファンド及び協議会と連携した支援を実施することで同社の再生を加速させていきます。

中小企業事業は、今後とも中小企業の皆さまの事業再生を積極的に支援していきます。

再生支援の実績

	(a) 25年度実績	(b) 26年度実績	(b)÷(a) 前年同期比	
貸出条件緩和先の正常化に向けた支援	595社	577社	97%	
(1) 貸付対応による正常化支援	66社	82社	124%	
(2) 金融支援手法活用による再生支援	DDS ^(注1) 等による抜本再生	84社	78社	93%
	条件変更等による再生	325社	251社	77%
(3) 実抜計画 ^(注2) 等による債務者区分のランクアップに伴う融資先の信用強化 (収支・財務体質の改善、金融機関からの支援の強化)	120社	166社	138%	
経営改善計画策定支援<顧客企業による主体的な策定の支援>	787社	951社	121%	

(注1) 債務の一部を金融検査マニュアル上自己資本とみなせる資本金劣後ローンに転換し、債務超過解消を図る金融支援手法。

(注2) 実現可能性の高い抜本的な経営改善計画の略。

DES機能について

平成25年6月に株式会社日本政策金融公庫法が改正され、再生に取り組む中小企業の皆さまへの支援を強化するため、DES (Debt Equity Swap: 債務の株式化) 機能を追加しました。

DESとは、企業の債務(デット)を資本(エクイティ)に交換する(スワップ)ことです。再生の見込みがある企業に対する貸付金を株式に振り替えることで、その企業の財務内容を改善し、事業再生を促進するものです。

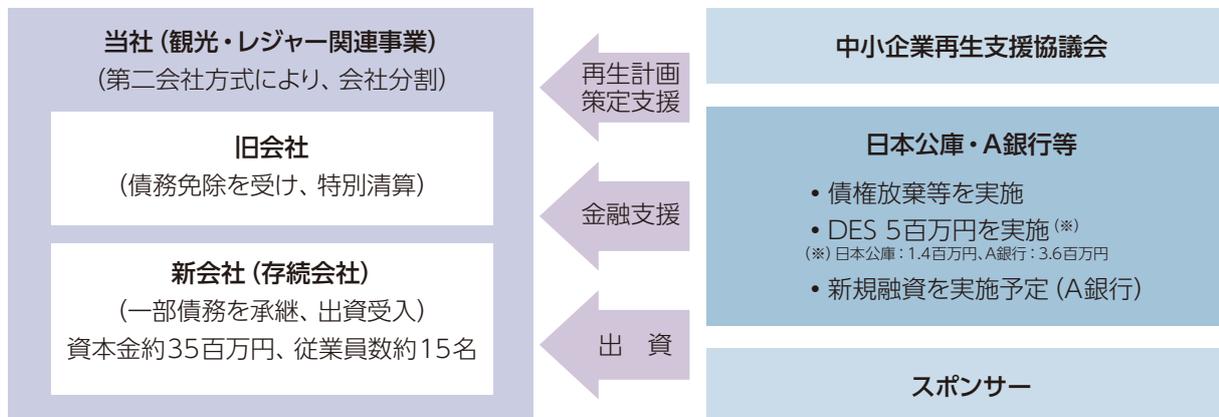
中小企業再生支援協議会の関与等公正な手続きのもと、民間金融機関等と協調してDESを実施できる方が支援の対象となります。

デット・エクイティ・スワップ(DES)による事業再生支援を実施

中小企業再生支援協議会の関与下で事業再生に取り組んでいる中小企業者(観光・レジャー関連事業)に対して、既存債務の株式化を図る「デット・エクイティ・スワップ(以下、DES)」による事業再生支援に取り組みました。

今回の取組みは、日本公庫の取引先中小企業者(観光・レジャー関連事業)に対して、地元A銀行と協調支援を行ったもので、日本公庫は債権放棄を実施したほか、DESの実施により同社の資本を強化し、同社の早期事業再生を支援しました。

【支援スキームの概要(金額は概算)】



不動産担保や保証人に過度に依存しない融資

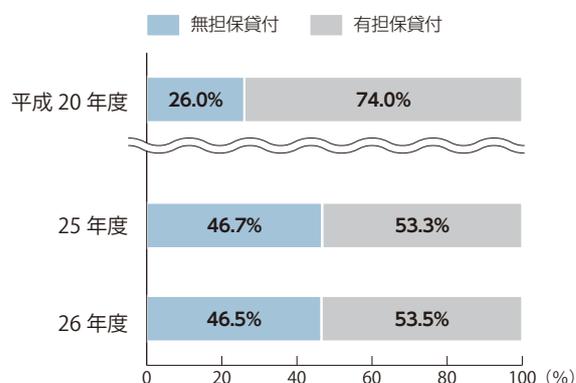
不動産担保や保証人に過度に依存しない融資に取り組み、中小企業の皆さまの幅広い資金ニーズに対応しています。

不動産担保に過度に依存しない融資

中小企業事業では、機械装置や商品在庫、知的財産権等を担保の対象とするほか、無担保貸付にも弾力的に対応しています。

特に、無担保貸付は、融資額全体の半分の割合を占めています。

融資実績（直接貸付）に占める無担保貸付の割合（金額ベース）



(注)平成20年度は、無担保貸付の開始した平成20年8月18日以降の融資実績（直接貸付）に占める無担保貸付の割合である。

保証人に過度に依存しない融資

中小企業事業では、所定の特約を遵守することにより、保証人を免除する「保証人免除特例」、保証債務の発生を猶予する「保証人猶予特例」を整備し、中小企業の皆さまの幅広い資金ニーズに対応しています。

	保証人免除特例	保証人猶予特例
ご利用いただける方	直接貸付を利用される方(本制度の利用には、事業の見通し等についての審査が必要となります。)	直接貸付を利用される方(本制度の利用には、事業の見通し等についての審査が必要となります。)
特例の内容	(保証人免除)融資にあたり、経営責任者の方の保証が免除されます。 (利率)保証人免除を受けた融資については、信用リスク・担保の有無に応じて所定の利率が上乗せされます ^(注) 。	(保証人猶予)融資にあたり、定期的な経営状況の報告など一定の特約を遵守することを条件に経営責任者の方の保証債務の発生が猶予されます。 (利率)保証人猶予を受けた融資については、信用リスク・担保の有無に応じて所定の利率が上乗せされます ^(注) 。
特記事項	◆中小企業事業が適切と認める財務制限条項を含む特約を締結していただきます。	◆中小企業事業が適切と認める財務制限条項を含む特約を締結していただきます。

(注)一定の条件を満たすことを条件に、利率の上乗せが免除されます。

なお、中小企業事業では、従前から経営者保証に依存しない融資に積極的に取り組んでおりますが、平成26年2月に「経営者保証に関するガイドライン」の適用が開始されたことを受け、保証人特例制度について、よりご利用しやすいように制度を拡充するとともに、すべてのご融資申込先に対して、同制度の利用をご案内した結果、本制度を利用した融資実績が大幅に増加しています。

保証人特例制度を利用した融資実績

	平成24年度		平成25年度		平成26年度(前年比)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保証人特例制度を利用した融資実績	1,084件	911億円	1,898件	1,493億円	8,655件 (456%)	6,266億円 (420%)

証券化支援

証券化手法を活用し、中小企業の皆さまへの
無担保資金の円滑な供給・資金調達手段の多様化を支援しています。

証券化手法を活用し、民間金融機関等による無担保資金の円滑な供給を支援

中小企業金融の円滑化を図るという観点から、中小企業向け貸付債権等の証券化が行われています。

中小企業事業は、証券化の手法を活用することで、民間金融機関等による中小企業の皆さまへの無担保資金の円滑な供給及び中小企業の皆さまの資金調達手段の多様化を支援しています。また、信用リスク、審査、証券化事務等を適切に負担することで、民間金融機関等が利用しやすい証券化手法を提供しています。

証券化支援業務では、買取型、保証型等の手法を活用し、平成16年7月の業務開始から平成27年3月末までの累計で延べ161の金融機関と連携して、延べ7,439社の中小企業の皆さまに対する2,188億円の無担保資金の供給を支援しました。

資金供給の状況(平成16年7月～平成27年3月末までの累計)

	買取型 (キャッシュ型)	買取型 (シンセティック型)	保証型	自己型 ^(注1)	合計
組成件数	10件	4件	6件	7件	22件 ^(注2)
社数	2,317社	2,814社	2,308社	1,752社	9,191社
金額	538億円	707億円	944億円 ^(注3)	926億円	3,115億円
参加金融機関	89機関	65機関	7機関	—	161機関
都市銀行	1機関	—	2機関	—	3機関
地銀・第二地銀	36機関	20機関	—	—	56機関
信用金庫	46機関	42機関	1機関	—	89機関
信用組合	6機関	3機関	—	—	9機関
その他	—	—	4機関	—	4機関

(注1)日本公庫自らが貸し付けた貸付債権又は取得した社債を証券化する業務。

(注2)全27件のうち5件は買取型と自己型の合同組成。

(注3)貸付債権元本総額を表示。保証実績は661億円(貸付債権元本総額944億円の7割保証)。

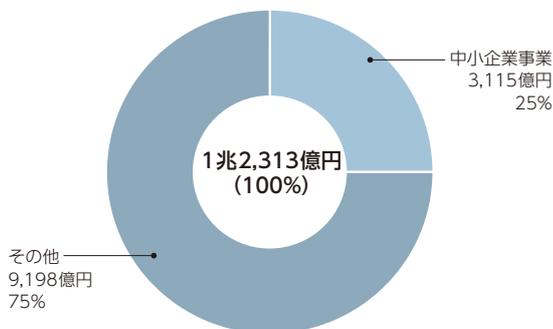
●CLOマーケットの整備・発展に貢献しています。

中小企業事業の証券化支援業務による中小企業CLO(中小企業向け貸付債権等を裏付け資産とする資産担保証券等)の発行規模は、本業務を開始した平成16年度以降、累計2,817億円^(注4)に上っています。

中小企業事業は中小企業CLOの組成に努め、発行時及び期中での情報開示も積極的に行いながら、CLOマーケットの整備・発展に貢献しています。

(注4)中小企業事業及び参加金融機関が保有している部分を除いた金額。

中小企業事業が占める中小企業CLOに係る組成金額の割合
(平成16年度～平成26年度)



中小企業事業が占める中小企業CLOに係る組成件数の割合
(平成16年度～平成26年度)

